

平成22年「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」について

岐阜県人事委員会（^{ひろせ えいじ}廣瀬 英二委員長）は、10月18日（月）議長及び知事に対し、職員の給与、勤務時間等について報告し、併せて給与改定について勧告を行いました。
その概要は次のとおりです。

1 給与勧告の骨子

月例給

- ・民間従業員の給与が職員の給与を下回る較差（684円 0.18%）を解消するため、給料表の引下げ改定

特別給（ボーナス）

- ・民間のボーナス（3.97月）との均衡を図るため、職員の期末・勤勉手当の支給月数の引下げ
[年間支給月数 4.15月分 3.95月分（0.2月分）]

自宅に係る住居手当の廃止

月例給とボーナスの両方の引下げは、2年連続で4度目

ボーナスが年間支給月数が4月を下回ったのは、昭和38年（年間支給月数3.9月）以来47年ぶり

平均年間給与は 8.8万円（1.4%）

2 公民較差

(1) 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内809の民間事業所から163事業所を無作為抽出し調査を実施

(2) 民間従業員の給与との比較（公民較差）

< 月例給 >

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素〔役職段階、勤務地域、学歴、年齢〕を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

給与勧告に基づき給与条例で定められる職員の給与水準を明らかにするため、岐阜県職員の給与の特例に関する条例による減額措置前の本来あるべき職員の給与を基準として比較

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
376,380円	減額措置前 377,064円	684円 (0.18%)
	<参考> 減額措置後 352,385円	23,995円 (6.81%)

< ボーナス >

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A) - (B)
3.97月	4.15月	0.18月

3 改定等の内容

<月例給>

給料表

行政職給料表は、中高年齢層が受ける俸給月額引下げを行った国家公務員の俸給表の改定に準じて引下げ改定

その他の給料表も行政職給料表との均衡を基本に引下げ改定

・医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げは行わない。

給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の給料表の改定率等を踏まえて引下げ

改定額及び改定率

給料	671円 (0.18%)
諸手当	-
はねかえり	13円 (0.00%)
計	684円 (0.18%)

(注) はねかえりとは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

<参考> 行政職平均給与

	現行	改定後	増減額	平均年齢
平均給与月額	374,826円	374,142円	684円	42.8歳
平均年間給与	6,085,025円	5,997,229円	87,796円	

<諸手当>

期末手当・勤勉手当(ボーナス)

・民間の支給割合に見合うよう引下げ [年間支給月数 4.15月分 3.95月分(0.2月分)]
(一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
22年度	期末手当	1.25月(支給済)	1.35月(現行1.5月)	2.60月(現行2.75月)
	勤勉手当	0.70月(支給済)	0.65月(現行0.7月)	1.35月(現行1.40月)
	計	1.95月(支給済)	2.00月(現行2.2月)	3.95月(現行4.15月)
23年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.90月	2.05月	3.95月

住居手当

・自宅に係る住居手当については、昨年、国が当該手当制度そのものを廃止したことや他の都道府県の状況及び本年4月の職員、県内の民間における当該手当の支給状況を踏まえ廃止

4 改定の実施時期等

この改定は、速やかに実施

ただし、平成23年度以降の期末手当・勤勉手当の改定及び自宅に係る住居手当の廃止については、平成23年4月1日から実施

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(0.23%)(注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整

(引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

5 報告事項

< 給与に関する報告 >

(1) 給与構造改革

平成17年12月の勤告時の報告において、国に準拠して、給与構造改革の全体像を示し、これに従って、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきたところ

地域手当

- ・平成18年度から人事委員会規則で定めてきた暫定的な支給割合は、本年度、条例で定められている本来の支給割合となり完成
[県内6級地 (岐阜市・大垣市・美濃加茂市・多治見市) の支給割合 3%]

勤務実績の給与への反映

- ・早期に勤務実績に基づく昇給制度の運用を開始するとともに、勤勉手当への実績反映の拡大の仕組みについて整備することが必要

(2) 高齢層職員の給与の見直し

高齢層職員の給与の見直しについては、民間給与の状況や国及び他の都道府県の動向等を踏まえながら検討を進めていくことが必要

(3) その他

時間外勤務手当

- ・月60時間を超える時間外勤務時間に係る日曜日等の勤務の取扱いについては、国家公務員に対してとられる措置等を考慮して、平成23年度から実施するよう所要の措置を講ずる。
月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含める。

< 公務運営の改善等に関する報告 >

(1) 人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保 人事評価制度の整備 女性職員の積極的な登用 高齢期の雇用の確保

(2) 勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援 時間外勤務の縮減 職員の健康管理

【参考】

モデル給与例

(単位 : 円)

			改 定 前		改 定 後		年間給与の 増減額
			月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主事	28歳	独 身	209,399	3,381,793	209,399	3,339,913	41,880
主査	41歳	配偶者・子2	372,448	6,050,200	372,242	5,907,232	79,968
課長	53歳	配偶者	539,926	8,622,590	539,411	8,510,541	112,049

給与勧告の手順

岐阜県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較して得られた給与格差を解消することを基本に勧告()を行っている。

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

職員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

